

富山県農林水産総合技術センターにおける科学研究費助成事業の
研究実施規程

平成 26 年 10 月 2 日制定

平成 26 年 12 月 9 日改正

平成 27 年 6 月 24 日改正

令和 4 年 1 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、富山県農林水産総合技術センター（以下「センター」という。）の研究所が行う研究のうち、科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究を行う者)

第 2 条 科研費により研究活動に従事する者は、研究活動を行うことを職務に含む者としてセンターに所属し、研究活動に実際に従事する者（以下「研究者」という。）とする。ただし、所属長等でもっぱら研究の取りまとめや監督に従事し、自ら試験研究や調査研究業務に従事しない者は除くものとする。

(研究計画の策定)

第 3 条 研究者は、センターの研究業務を推進する観点から所属する研究所長の承認を得た上で、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し申請する研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを富山県農林水産総合技術センター所長（以下「センター所長」という。）に提出するものとする。

(研究の実施)

第 4 条 研究者は、センターの職務として科研費による研究を行うものとする。

(研究成果の取扱)

第 5 条 研究者は、科研費により行った研究成果について、所属する研究所長の了承を得た上で公表することができるものとし、公表に当たっては、他の業務に支障を及ぼさない範囲において職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しをセンター所長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書の取りまとめ等の事務は企画管理部企画情報課、経理管理等の事務は企画管理部総務課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 センター及びセンターに所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月2日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1)富山県農林水産総合技術センターにおける科学研究費補助金の研究実施規程

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月19日から施行する。